

信用保証料補給のご案内

市では、市制度融資をはじめとした融資制度を、新潟県信用保証協会の信用保証付で利用した場合に、信用保証料の補給を行い、中小企業の皆様を支援します。

■補給対象となる方

以下の資金について、新潟県信用保証協会の保証を受け、市内金融機関から融資を受ける中小企業者。

◆新発田市中小企業制度資金

◆新潟県小規模企業支援資金

◆新潟県同和地区中小企業振興資金

■信用保証料の補給率

対象融資額	補給率
500万円以下	100%
500万円超～1,000万円以下	75%
1,000万円超～1,500万円以下	50%
1,500万円超～2,000万円以下	25%
新潟県同和地区中小企業振興資金要綱の貸付限度額以内	50%

■申請必要書類・申請方法

融資実行日までに、信用保証料補給申請書（別記第1号様式（第4条関係））を市商工振興課に提出してください。補給分の信用保証料は、市が直接新潟県信用保証協会へ支払います。

●申請にあたっては、金融機関と十分協議してください。

■お問い合わせ

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係

電話番号 0254-22-3030（代表） 0254-28-9650（直通）